きるよう適切に配置することその他」とあるのは「その他」と、「製造管理等基準省令の」とあるのは「製造管理等基準省令第七十二条の三第二項において準用する同条第一項各号に掲げる業務を適正に実施し、及び同条第三項において準用する製造管理等基準省令第七十条から第七十二条の二までの」と読み替えるものとする。

○厚生労働省令第六十一号

復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十六号）の施行に伴い、厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則を廃止する省令を次のように定める。

令和三年三月二十六日

厚生労働大臣　田村　憲久

厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則を廃止する省令

厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年厚生労働省令第百五十一号）は、廃止する。

附　則

この省令は、復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十六号）の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。

○厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号

独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第五十五条第二項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十六日

厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎
経済産業大臣　梶山　弘志
国土交通大臣　赤羽　一嘉

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令（平成十五年厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（主務大臣） **第六条**　独立行政法人水資源機構法施行令（以下この条において「機構法施行令」という。）第五十五条第二項で定める主務大臣は、次の表の上欄に掲げる業務及び同表の中欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。	（主務大臣） **第六条**　独立行政法人水資源機構法施行令（以下この条において「機構法施行令」という。）第五十五条第二項で定める主務大臣は、次の表の上欄に掲げる業務及び同表の中欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。
（略）	（略）
房総導水路施設緊急改築事業	房総導水路施設緊急改築事業の対象である施設（両総用水共用施設を除く。）
（略）	（略）
木曽川右岸緊急改築事業	木曽川右岸緊急改築事業の対象である施設
（略）	（略）
（略）	（略）
房総導水路（両総用水共用施設を除く。）	厚生労働大臣及び経済産業大臣
（略）	（略）
木曽川右岸施設	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
（略）	（略）

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。